

患者さん・ご家族の方へ

当院は、厚生労働省の定める基準による看護を行っておりますので、原則として付き添いはご遠慮いただいております。ただし、患者さんの病状等でご家族の希望があり医師が認めた場合に限りご家族が付き添うことができます。

詳しくは、主治医もしくは看護師にご相談の上『家族付添許可申請書』を提出してください。

片井整形外科・内科病院

院長